

平成 2 6 年 1 2 月 2 日

第 5 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 4 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第5回廿日市市議会議案目次

報告第25号	専決処分事項の報告について	1
報告第26号	専決処分事項の報告について	3
報告第27号	専決処分事項の報告について	5
報告第28号	専決処分事項の報告について	7
報告第29号	専決処分事項の報告について	9
報告第30号	専決処分事項の報告について	11
議案第86号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第87号	廿日市市特別職報酬等審議会条例の一部を改正 する条例	29
議案第88号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関 する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の 勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	33
議案第89号	廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する 条例	37
議案第90号	廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条 例	41
議案第91号	廿日市市乳幼児医療費支給条例の一部を改正す る条例	45
議案第98号	工事請負契約の締結について	49
議案第99号	公の施設の指定管理者の指定について	51
議案第100号	公の施設の指定管理者の指定について	53
議案第101号	公の施設の指定管理者の指定について	55
議案第102号	市道路線の認定及び廃止について	57
議案第103号	公の施設の指定管理者の指定について	59
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	61

報告第 25 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 12 月 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

平成 25 年議案第 91 号により議決を得た地御前 1 号幹線築造工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 178,956,000 円」を「3 請負金額 175,038,840 円」に改める。

2 専決処分年月日 平成 26 年 10 月 23 日

(参考事項)

平成25年議案第91号により議決を得た地御前1号幹線築造工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

報告第 26 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 12 月 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 25,446 円

2 専決処分年月日 平成 26 年 11 月 6 日

(参考事項)

平成26年7月17日市職員の行為によって発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 27 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 12 月 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 4, 372 円
債 権 者 広島市西区商工センター七丁目 5 番 4 号
広島印刷株式会社
代表取締役 小 下 恵 壯
- 2 専決処分年月日 平成 26 年 11 月 14 日

(参考事項)

平成26年6月23日市非常勤職員の行為によって発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 28 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 12 月 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 19,500 円

- 2 専決処分年月日 平成 26 年 11 月 17 日

(参考事項)

平成26年8月23日市道四季が丘3-12号線の管理瑕疵により発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 29 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 12 月 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 14,750 円

- 2 専決処分年月日 平成 26 年 11 月 17 日

(参考事項)

平成26年8月23日市道四季が丘3-12号線の管理瑕疵により発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 30 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 12 月 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 27,000 円

- 2 専決処分年月日 平成 26 年 10 月 1 日

(参考事項)

平成26年9月2日市職員の行為によって発生した居宅軒先破損事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 8 6 号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号イ中「4, 100円」を「4, 200円」に改め、同号ウ中「6, 500円」を「7, 100円」に改め、同号エ中「9, 300円」を「1万円」に改め、同号オ中「1万2, 100円」を「1万2, 900円」に改め、同号カ中「1万4, 900円」を「1万5, 800円」に改め、同号キ中「1万7, 700円」を「1万8, 700円」に改め、同号ク中「2万500円」を「2万1, 600円」に改め、同号ケ中「2万3, 300円」を「2万4, 400円」に改め、同号コ中「2万6, 100円」を「2万6, 200円」に改め、同号ス中「65キロメートル未満」を削り、同号セから同号ナまでを削る。

第24条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500

33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100	
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700	
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400	
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900	
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400	

70	229, 200	289, 200	335, 900	375, 000	391, 500	418, 100
71	230, 000	290, 000	336, 600	375, 700	392, 200	418, 800
72	230, 800	290, 800	337, 300	376, 300	392, 800	419, 500
73	231, 600	291, 600	337, 800	376, 700	393, 100	420, 000
74	232, 300	292, 100	338, 400	377, 300	393, 800	420, 700
75	233, 000	292, 600	339, 000	378, 000	394, 500	421, 400
76	233, 700	293, 100	339, 600	378, 600	395, 000	422, 100
77	234, 400	293, 200	339, 900	379, 000	395, 400	422, 600
78	235, 200	293, 600	340, 400	379, 500	396, 100	
79	236, 000	293, 800	340, 800	380, 100	396, 800	
80	236, 800	294, 200	341, 300	380, 600	397, 500	
81	237, 500	294, 400	341, 700	381, 100	398, 000	
82	238, 200	294, 600	342, 200	381, 700	398, 700	
83	238, 900	295, 000	342, 700	382, 300	399, 400	
84	239, 600	295, 300	343, 200	382, 700	400, 100	
85	240, 300	295, 600	343, 600	383, 300	400, 600	
86	241, 000	295, 900	344, 000	383, 900		
87	241, 700	296, 200	344, 500	384, 500		
88	242, 400	296, 600	344, 900	385, 100		
89	243, 100	296, 900	345, 200	385, 800		
90	243, 600	297, 300	345, 600	386, 400		
91	244, 100	297, 700	346, 100	387, 000		
92	244, 600	298, 100	346, 500	387, 600		
93	244, 900	298, 200	346, 700	388, 300		
94		298, 500	347, 100			
95		298, 900	347, 600			
96		299, 300	348, 000			
97		299, 500	348, 100			
98		299, 800	348, 600			
99		300, 200	349, 100			
100		300, 600	349, 400			
101		300, 800	349, 700			
102		301, 100	350, 100			
103		301, 500	350, 500			
104		301, 800	350, 900			
105		302, 000	351, 400			
106		302, 300	351, 800			
107		302, 700	352, 200			

	108		303,000	352,600				
	109		303,200	353,100				
	110		303,600	353,500				
	111		304,000	353,900				
	112		304,300	354,200				
	113		304,400	354,700				
	114		304,700					
	115		305,000					
	116		305,400					
	117		305,600					
	118		305,800					
	119		306,100					
	120		306,400					
	121		306,800					
	122		307,000					
	123		307,300					
	124		307,600					
	125		308,000					
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

ただし、第26条に規定する職員を除く。

別表第2 (第5条関係)

消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	293,400	321,300	367,500
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	295,700	323,600	370,100
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	298,000	325,900	372,700
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	300,300	328,200	375,300
	5	167,000	183,200	210,500	249,600	302,300	330,600	377,500
	6	168,900	185,500	212,500	251,500	304,600	332,800	380,000
	7	170,700	187,800	214,500	253,400	306,900	335,100	382,500
	8	172,600	190,100	216,400	255,200	309,200	337,400	385,000
	9	174,300	192,300	218,500	256,800	311,300	339,400	387,600
	10	176,000	194,900	220,300	258,700	313,600	341,700	390,300
	11	177,700	197,400	222,100	260,500	315,900	344,000	393,000
	12	179,400	199,900	223,900	262,300	318,200	346,300	395,700
	13	181,300	202,300	225,800	264,000	320,300	348,400	398,200
	14	183,400	204,100	227,700	265,600	322,600	350,600	400,500
	15	185,500	205,900	229,600	267,200	324,900	352,800	402,800
	16	187,600	207,700	231,500	268,700	327,200	355,000	405,200
	17	189,800	209,600	233,100	270,000	329,200	357,200	407,100
	18	192,200	211,500	234,900	271,900	331,500	359,300	409,100
	19	194,600	213,400	236,700	273,700	333,700	361,400	411,000
	20	197,000	215,200	238,500	275,500	336,000	363,500	412,900
	21	199,500	216,900	240,300	277,000	338,100	365,700	414,800
	22	201,300	218,700	241,800	278,900	340,200	367,700	416,600
	23	203,100	220,500	243,300	280,800	342,300	369,800	418,500
	24	204,900	222,300	244,700	282,700	344,400	371,900	420,500
	25	206,800	224,000	246,100	284,300	346,400	373,800	422,300
	26	208,600	225,700	247,700	286,500	348,500	375,900	423,800
	27	210,400	227,400	249,300	288,700	350,600	378,000	425,400
	28	212,100	229,100	250,900	290,900	352,700	380,100	427,000
	29	214,000	230,600	252,300	293,200	354,900	382,100	428,600
	30	215,800	232,400	253,700	295,200	357,000	384,200	429,900
	31	217,600	234,200	255,200	297,200	359,100	386,300	431,200
	32	219,400	236,000	256,700	299,200	361,200	388,400	432,500

33	221, 100	237, 600	257, 900	301, 100	362, 900	390, 300	433, 700
34	222, 800	239, 200	259, 400	303, 000	365, 000	392, 400	435, 000
35	224, 500	240, 800	260, 800	304, 900	367, 000	394, 500	436, 300
36	226, 200	242, 300	262, 300	306, 800	369, 100	396, 500	437, 500
37	227, 700	243, 700	263, 500	308, 700	371, 100	398, 200	438, 700
38	229, 500	245, 200	265, 000	310, 600	373, 200	399, 700	439, 500
39	231, 300	246, 700	266, 500	312, 500	375, 300	401, 100	440, 300
40	233, 100	248, 200	267, 900	314, 400	377, 400	402, 500	441, 100
41	234, 700	249, 700	269, 200	316, 300	379, 400	403, 800	441, 700
42	236, 200	251, 100	270, 900	318, 200	381, 500	404, 900	442, 400
43	237, 700	252, 600	272, 600	320, 100	383, 600	405, 900	443, 100
44	239, 100	254, 100	274, 200	322, 000	385, 700	406, 900	443, 800
45	240, 500	255, 300	275, 700	323, 900	387, 400	408, 100	444, 600
46	241, 800	256, 800	277, 400	325, 800	389, 100	409, 300	445, 400
47	243, 100	258, 200	279, 100	327, 700	390, 800	410, 500	446, 100
48	244, 400	259, 700	280, 800	329, 600	392, 500	411, 700	446, 900
49	245, 500	260, 900	282, 600	331, 200	394, 000	413, 000	447, 500
50	246, 900	262, 400	284, 300	332, 800	395, 000	413, 800	448, 200
51	248, 400	263, 900	286, 000	334, 500	396, 000	414, 600	449, 000
52	249, 800	265, 400	287, 700	336, 200	397, 000	415, 400	449, 800
53	251, 000	266, 600	289, 200	337, 900	398, 300	415, 900	450, 400
54	252, 500	268, 100	291, 000	339, 700	399, 400	416, 600	451, 200
55	253, 900	269, 800	292, 800	341, 500	400, 600	417, 300	452, 000
56	255, 400	271, 400	294, 600	343, 300	401, 800	417, 900	452, 600
57	256, 600	272, 800	296, 200	344, 600	403, 100	418, 600	453, 200
58	257, 900	274, 500	298, 000	346, 300	403, 900	419, 000	454, 000
59	259, 200	276, 200	299, 800	348, 000	404, 700	419, 600	454, 800
60	260, 500	277, 900	301, 600	349, 700	405, 500	420, 200	455, 600
61	261, 800	279, 500	303, 200	351, 400	406, 000	420, 700	456, 200
62	263, 100	281, 100	305, 000	353, 100	406, 700	421, 300	
63	264, 500	282, 700	306, 800	354, 800	407, 400	421, 800	
64	265, 900	284, 300	308, 600	356, 500	408, 100	422, 300	
65	267, 300	285, 800	310, 100	358, 200	408, 400	422, 800	
66	268, 600	287, 300	311, 800	359, 800	409, 100	423, 400	
67	270, 000	288, 800	313, 500	361, 400	409, 800	423, 800	
68	271, 400	290, 300	315, 200	363, 000	410, 500	424, 300	
69	272, 600	291, 900	316, 800	364, 300	410, 900	424, 800	

70	274,000	293,500	318,300	365,700	411,400	425,300
71	275,400	295,100	319,800	367,000	412,000	425,900
72	276,800	296,700	321,300	368,400	412,500	426,500
73	278,200	298,100	322,300	369,700	413,000	426,900
74	279,600	299,500	324,000	370,900	413,400	427,500
75	281,000	301,000	325,700	372,300	414,000	428,100
76	282,400	302,500	327,400	373,600	414,500	428,400
77	283,600	303,700	329,200	374,900	415,000	428,900
78	284,800	305,200	330,900	376,100	415,500	429,500
79	286,000	306,700	332,500	377,300	416,100	430,100
80	287,200	308,200	334,200	378,500	416,600	430,700
81	288,500	309,700	335,900	379,800	417,000	431,200
82	289,700	311,100	337,600	381,000	417,600	431,800
83	291,000	312,500	339,300	382,200	418,200	432,400
84	292,300	313,900	341,000	383,400	418,500	433,000
85	293,600	315,100	342,500	384,500	419,000	433,600
86	294,800	316,600	344,000	385,100	419,600	
87	296,000	318,100	345,500	385,600	420,200	
88	297,200	319,600	347,000	386,200	420,700	
89	298,400	321,100	348,300	386,800	421,300	
90	299,600	322,600	349,600	387,400	421,900	
91	300,800	324,100	350,900	388,000	422,500	
92	302,000	325,600	352,300	388,600	423,100	
93	302,800	326,900	353,700	389,000	423,700	
94	304,100	328,300	355,200	389,500		
95	305,400	329,700	356,700	390,100		
96	306,700	331,100	358,200	390,600		
97	307,800	332,300	359,600	391,000		
98	309,000	333,600	360,800	391,400		
99	310,200	334,900	361,900	392,000		
100	311,400	336,200	363,100	392,500		
101	312,600	337,600	364,300	392,900		
102	313,700	338,600	365,400	393,400		
103	314,800	339,800	366,500	394,000		
104	315,900	341,000	367,700	394,500		
105	316,700	342,100	368,900	394,800		
106	317,300	343,200	369,500	395,300		
107	317,900	344,300	370,100	395,800		

108	318, 600	345, 400	370, 700	396, 100
109	319, 100	346, 600	371, 300	396, 400
110	319, 600	347, 600	371, 800	396, 900
111	320, 200	348, 600	372, 400	397, 400
112	320, 800	349, 600	372, 900	397, 900
113	321, 600	350, 500	373, 300	398, 200
114	322, 300	351, 400	373, 700	398, 700
115	323, 000	352, 400	374, 300	399, 200
116	323, 800	353, 400	374, 800	399, 700
117	324, 400	354, 500	375, 200	400, 100
118	325, 200	355, 000	375, 700	400, 600
119	326, 000	355, 600	376, 300	401, 100
120	326, 800	356, 200	376, 800	401, 600
121	327, 400	356, 600	376, 900	402, 000
122	327, 800	357, 000	377, 500	402, 500
123	328, 300	357, 500	378, 100	403, 000
124	328, 800	357, 900	378, 500	403, 500
125	329, 100	358, 300	379, 000	403, 900
126		358, 700	379, 500	
127		359, 200	380, 000	
128		359, 600	380, 500	
129		360, 000	380, 800	
130		360, 400	381, 300	
131		360, 800	381, 800	
132		361, 200	382, 300	
133		361, 400	382, 600	
134		361, 900	383, 100	
135		362, 400	383, 500	
136		362, 700	384, 000	
137		363, 000	384, 300	
138		363, 400	384, 800	
139		363, 900	385, 300	
140		364, 400	385, 800	
141		364, 700	386, 100	
142		365, 200		
143		365, 700		
144		366, 200		

	145		366,500					
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「次号において」を「以下」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項第1号に掲げる職員に支給する住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

- (1) 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額
- (2) 市内において自ら居住するため住宅を借り受け、月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が2万4,000円を超えるときは、2万4,000円）を1万1,000円に加算した額
- (3) 市外において自ら居住するため住宅を借り受け、月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万2,000円を超えるときは、1万2,000円）を1万1,000円に加算した額

第15条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第2号に掲げる職員に支給する住居手当の月額は、前項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、前項第2号及び第3号中「自ら居住するため」とあるのは「配偶者が居住するための」と読み替えるものとする。

4 第2項及び前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる職員であつて同項第2号に掲げる職員でもあるものに係る住居手当の月額、第2項及び前項の規定により算出した住居手当の月額の合計額とする。

第24条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000

第8条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規

定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第 3 条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の給与条例第 24 条第 2 項の規定及び改正後の任期付条例第 8 条第 2 項の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）又は第 3 条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

- 4 平成 27 年 3 月 31 日において現に改正前の給与条例第 15 条第 1 項の規定により同条第 2 項第 1 号イに規定する額の支給を受けている職員のうち、市外において自ら居住するため住宅を借り受けている者であって、平成 27 年 4 月 1 日以後自ら居住するため引き続き当該住宅を借り受けるもの、同条第 1 項の規定により同条第 2 項第 2 号に規定する額の支給を受けている職員のうち、市外において配偶者が居住するための住宅を借り受けている者であって、平成 27 年 4 月 1 日以後当該配偶者が居住するため引き続き当該住宅を借り受けるものその他これらに準ずるものとして市長が認める者に係る住居手当の支給については、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間は、改正後の給与条例第 15 条第 2 項から第 4 項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（規則への委任）

- 5 附則第 3 項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要

な事項は、規則で定める。

(提案理由)

民間給与との較差の解消を図るための人事院の給与改定の勧告を考慮し、職員の給料月額などの改定を行うとともに、職員の市内への居住促進を図ることを目的とした住居手当の額の改定を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 87 号

廿日市市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 26 年 12 月 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

廿日市市特別職報酬等審議会条例（昭和48年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の廿日市市特別職報酬等審議会条例第1条第1項の規定（同項の教育長に係るものに限る。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により新たに任命される教育長について適用する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長が特別職に位置付けられることに伴い、特別職報酬等審議会の審議事項に、教育長の給料の額を新たに加えるため、この条例案を提出するものである。

議案第 88 号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 26 年 12 月 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一
部を改正する条例

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第2条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和63年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第4条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の特別職給与等条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長給与等条例」という。）の規

定は、平成２６年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第１条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び第３条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて平成２６年１２月に市議会議員、市長、副市長及び教育長に支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を、一般職の職員に準じ改定するため、この条例案を提出するものである。

議案第 89 号

廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 26 年 12 月 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例

廿日市市留守家庭児童会条例（平成14年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条の8の規定に基づき、」を「第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として」に改める。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「児童会」を「留守家庭児童会」に、「実施場所等」を「実施場所及び定員」に改め、同条を第2条とする。

第5条中「留守家庭児童会を実施する市内の小学校の第1学年から第3学年までに在学する」を「市内の小学校に就学している」に改め、「保護者」の次に「（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）」を加え、同条ただし書を削り、同条を第3条とする。

第6条中「及び第2条の目的を達成するため」を「並びに児童の健全な育成」に改め、同条を第4条とする。

第7条の見出し中「申込み」を「承認等」に改め、同条第1項中「行わなければ」を「行い、その承認を受けなければ」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第5条とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないことができる。

- (1) 第3条に規定する児童に該当しないとき。
- (2) 利用を希望している留守家庭児童会が定員に達しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、児童会事業の運営上支障があると認めるとき。

第8条第4項中「第6条」を「第4条」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「児童会事業の利用の承認を受けた児童又はその保護者」を「第5条第1項の規定により承認を受けた保護者又は当該承認に係る児童」に、「、利用」を「、同項の規定による利用」に改め、同条第1号中「第5条の規定」を「第3条に規定する児童」に改め、同条第3号中「その他」

を「前２号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第７条とし、第１０条を第８条とする。

附則第４項を削る。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２４年法律第６７号）の施行の日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、利用対象児童の範囲を拡大するなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 90 号

廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 26 年 12 月 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険条例（昭和 35 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「39 万円」を「40 万 4,000 円」に改め、同項ただし書中「3 万円」を「1 万 6,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険条例第 6 条第 1 項の規定は、平成 27 年 1 月 1 日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

(提案理由)

産科医療補償制度の見直しと併せて出産育児一時金が見直されたことに
伴い、出産育児一時金の支給額及び加算額の上限を改正するため、この条
例案を提出するものである。

議案第 9 1 号

廿日市市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例

廿日市市乳幼児医療費支給条例（昭和４８年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項各号中「５月３１日」を「６月１日」に改める。

附 則

- １ この条例は、公布の日から施行する。
- ２ この条例の施行の際現に改正前の廿日市市乳幼児医療費支給条例第３条第３項に規定する規則で定める額未満の所得である者の廿日市市乳幼児医療費支給条例第４条第１項の規定による受給資格の認定及び同条第２項の規定による乳幼児医療費受給者証の交付については、平成２７年５月３１日（同条例第２条第９項に規定する６歳児を養育している者にあつては、平成２７年３月３１日）までの間は、なお従前の例による。

(提案理由)

県の乳幼児医療費公費負担事業において、助成対象者の資格要件が変更されたことに伴い、乳幼児医療費の受給資格要件を変更するため、この条例案を提出するものである。

議案第 98 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり廿日市市立中央公民館改築工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 2 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 工 事 名 廿日市市立中央公民館改築工事
- 2 工事場所 廿日市市天神 11 番 29 号
- 3 請負金額 473,796,000 円
- 4 請 負 者 広島市中区加古町 12 番 7 号
株式会社 森本組広島支店
支店長 難 波 貞 博

(提案理由)

廿日市市立中央公民館改築工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 99 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市公民館条例（昭和 47 年条例第 2 号）第 15 条の規定により、次のとおり廿日市市佐方公民館の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 2 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 公の施設の名称

廿日市市佐方公民館

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市佐方一丁目 4 番 28 号

佐方アイラブ自治会

会長 重 村 泰 夫

3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から

平成 30 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

廿日市市佐方公民館の指定管理者の指定期間が、平成２７年３月３１日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 0 0 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市公民館条例（昭和 4 7 年条例第 2 号）第 1 5 条の規定により、次のとおり廿日市市串戸公民館の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 2 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 公の施設の名称

廿日市市串戸公民館

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市串戸二丁目 1 3 番 1 3 号

串戸地区自治協議会

会長 市 里 尚 弘

3 指定の期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から

平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市市串戸公民館の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 1 0 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市健康増進施設設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 5 7 号）第 1 3 条の規定により、次のとおり廿日市市健康増進施設（宮浜べにまんさくの湯）の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 2 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 公の施設の名称

廿日市市健康増進施設（宮浜べにまんさくの湯）

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市大野中央三丁目 3 番 5 号

株式会社 A & C

代表取締役 宮 地 猛

3 指定の期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から

平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市市健康増進施設（宮浜べにまんさくの湯）の指定管理者の指定期間が、平成２７年３月３１日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第102号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、及び廃止することについて、市議会の議決を求める。

平成26年12月2日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 市道路線の認定

番 号	認定路線名	起 点	終 点
610	城内3号線	廿日市市城内一丁目 1250番6地先	廿日市市城内一丁目 1247番1地先

2 市道路線の廃止

番 号	廃止路線名	起 点	終 点
610	城内3号線	廿日市市城内一丁目 1250番6地先	廿日市市城内一丁目 1246番3地先

(提案理由)

事業計画のある道路の整備により既存道路の終点の変更が必要となった道路を市道路線に認定し、この認定に伴い路線が重複することとなる市道路線を廃止することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 103 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例（平成 9 年条例第 16 号）第 3 条の 4、廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例（平成 15 年条例第 64 号）第 3 条の 4、廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成 17 年条例第 80 号）第 3 条の 4 及び廿日市市福祉住宅設置及び管理条例（平成 17 年条例第 81 号）第 3 条の 4 の規定により、次のとおり廿日市市市営住宅及び共同施設、廿日市市定住促進住宅及び共同施設、廿日市市特定公共賃貸住宅並びに廿日市市福祉住宅の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 2 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 公の施設の名称

廿日市市市営住宅及び共同施設
廿日市市定住促進住宅及び共同施設
廿日市市特定公共賃貸住宅
廿日市市福祉住宅

2 指定管理者となる団体の名称

広島市中区大手町五丁目 3 番 12 号
株式会社 第一ビルサービス
代表取締役 杉 川 聡

3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から
平成 32 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

廿日市市営住宅及び共同施設、廿日市市定住促進住宅及び共同施設、廿日市市特定公共賃貸住宅並びに廿日市市福祉住宅の指定管理者の指定期間が、平成２７年３月３１日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

平成 26 年 12 月 2 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

氏 名 市 里 尚 弘

氏 名 青 木 敬 子

(提案理由)

人権擁護委員市里尚弘及び青木敬子の任期が、平成27年3月31日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。

